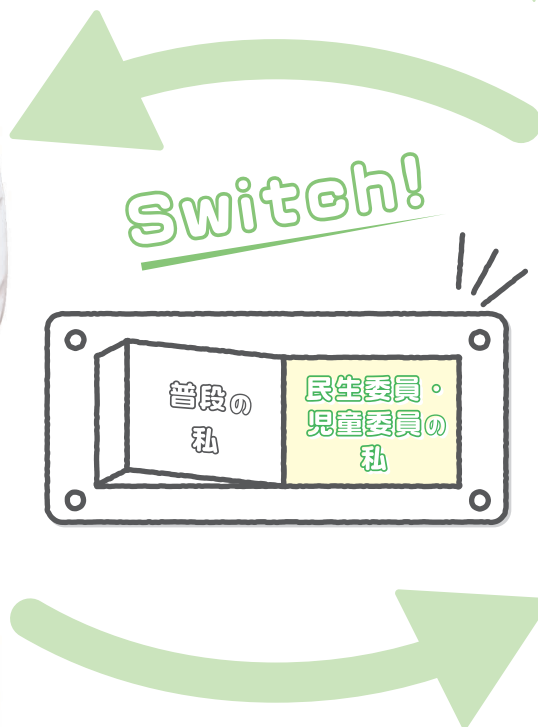


社会福祉



特集

民生委員・児童委員 密着 30DAYS

P2~

目次 CONTENTS

特集1 民生委員・児童委員 密着30DAYS..... 2

特集2 福祉の輝くヒーローたち..... 4

- ・令和5年度 地域共生セミナー
～法制化40周年を迎えた社協が今とりくむこと～ 6
- ・福祉サービス運営適正化委員会より 8

ホームページはこちら



民生委員・児童委員

密着30DAYS



安原さん

- ・白山市光野地区民児協 /3 期目
- ・安原医院で夫と共に働いている
- ・母親のデイサービスの送迎あり

民生委員・児童委員とは、福祉に関する地域の身近な相談相手です。地域の実情に詳しく地域福祉の増進に意欲があるなど条件を満たした人が厚生労働大臣から委嘱を受けてボランティアで活動しています。

また、児童委員を兼ねる民生委員のうち主任児童委員は、子どもや子育て家庭を専門に担当します。虐待やいじめ、不登校など、子どもを取り巻く問題解決に取り組んでいます。

石川県内では3160人（令和5年4月1日現在）の民生委員・児童委員と主任児童委員が活動しています。

今回、働きながら活動している民生委員・児童委員のある一か月について紹介していきます。

○年△月の

安原さんの民生委員活動

※見守り対象者とは

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人等、年齢や世帯の状況によってなんらかの見守りを必要としている世帯。相談できる相手がいなかったり、自分で問題を解決しようと抱え込んでしまうため、問題が潜在化してしまう場合があります。

ポイント!

定期的に声をかけることで信頼関係がうまれます。世間話からも生活の変化がないか気になります。

DAY1

今日は仕事がお休みなので見守り対象者(※)宅へ



DAY8

電話での安否確認



もしもしーカゼひいてない?

ポイント!

なかなか会えない時も、ちょっとした気配りによって、「孤立・孤独」の予防につながります。

DAY4

仕事の後に先日不在だったお宅へお手紙



DAY17

空いた時間に読みたかった雑誌をチェック

ポイント!

メリハリのある生活ですが、自分の時間ももちろんあります。



DAY11

仕事と夕食の準備を終え、月に1回の地区定例会に参加委員仲間と活動の悩み事などを相談しあう。



DAY23

患者として来られた見守り対象者に、世間話がてらお声掛け

ポイント!

同じ地域に暮らす「生活者」として接することが大事。専門的なやり取りは必要なく、声掛け等日々の関わりがあるからこそ、ふとした変化に気が付くこともできます。

寒くなりましたねー



DAY20

地域の防災訓練に参加。お年寄りや障害のある方が安全に避難できるように、訓練は大切

みなさん無事ですかー?

ポイント!

非常食のチェックや避難場所の確認も大事です。



点呼

DAY30

仲間の民生委員との打ち合わせ (主に世間話…)

それはいいね!

…ってことがあってね。



ポイント!

仲間や友達からの話で、自分になかった考え方を聞くことで、自分の視野が広がるきっかけとなります。

DAY27

地域の学校会議に学校評議員として参加

ポイント!

地域住民として暮らす「肩書のあるご近所さん」である民生委員だからこそ、地域の課題にいち早く気づき、支援につなげることができます。



インタビュー



Q 仕事・介護との両立は負担がかかると思いますが、民生委員・児童委員活動を続けてくれたコツを教えてください。

A ツケ感と、スキマ時間がポイント

一人で背負い込まないように、時には社会福祉協議会や地域の専門職を頼ったりします。仲間の民生委員に相談した時「あるある」と共感しあえる「心のガス抜き」を大事にしています。また、頑張りすぎて自分の生活ペースが崩れないように、いい意味で気持ちに余裕が持てるよう、仕事や家事以外のスキマ時間で自分の範囲で自分ができることを心がけています。

どうしたら??



わたしもついでです!



白山市社会福祉協議会 職員

Q 地域と関わってきてもよかったことは何ですか。

A 人とのつながりが増えた

同じ地域に住んでいても民生委員・児童委員を引き受けなければ知り合うこともなかった人たちと、たくさん出会ったことができました。委員仲間や見守り対象者が受診に来られることもあり、そういう時に「人とのつながり」を感じられるようになりました。

Q 自分の中の委嘱前後で変わったことを教えてください。

A 一期でやめるのはもったいない

1年目は全くわからず、2年目で少しずつ理解してきて、慣れてきた3年目で退任:とやりがいや充実感を感じられた頃に終わるのはもったいないなと思います。きっと一度民生委員・児童委員の立場を離れた私だから余計にそう思うのかもかもしれません。

まとめ

今、民生委員・児童委員の活動において、地域の抱える課題を直接解決することは多くありませんが、活動を通じて知りえた地域の困りごとを、支援機関等に「つなぐ」重要な役割を民生委員・児童委員は担っています。

地域との関わりは、最初から誰もが持っているものではありません。委員仲間と協力して活動することで、地域との様々な「つながり」が広がっていくのだと思います。安原さんいわく、「最初は不安や緊張もありましたが、頑張りすぎず、自分のペースで自分ができる範囲での活動に取り組んできた」とのこと。

思っていたよりも自分らしく活動できたこと、困ったときには仲間に相談できるとわかったことで、「心の中のハードル」は自然と下がっていったのかもしれない。今、働きながら民生委員・児童委員をしている方を紹介したのは、まずは多くの方に現状を知っていただきたいと思ったからです。

働きながらも自分のペースでできること、たくさんの仲間がいて相談できること、つながりが広がり豊かな生活になること、もし将来、皆さんや、皆さんの身近な方に、民生委員・児童委員への就任へのお声かけがあったら、少しでもこの記事を思い出しただければ幸いです。

石川県社協のHPでは民生委員・児童委員についての動画やパンフレットを掲載しております。ぜひご覧ください。



福祉の輝く ヒーローたち

Shining heroes of welfare



ボランティアグループ
「ねこの手」
代表 下 善裕さん

社会福祉法人達樹会
特別養護老人ホームたつき苑
施設長 山本百合子さん

社会福祉法人
志賀町社会福祉協議会
山崎美里さん

令和5年11月1日に開催された石川県社会福祉大会では、民生委員・児童委員、福祉施設・団体職員、ボランティアなど267名31団体の方々が石川県社会福祉協議会長表彰を受与されました。長い年月、福祉に携わっておられる皆さんは、「福祉の輝くヒーロー」です。今回の特集では、ヒーローの中から3名の方にインタビューしました。

福祉は、
「一緒に考えていくこと」
がとても重要

志賀町社会福祉協議会で、生活福祉資金や生活困窮者の相談、共同募金に関する業務の他、福祉団体事務等を担当しています。

これまでの経験で一番印象に残っていることは、相談業務の担当になったばかりの頃に、自分自身が勉強不足ということも重なり、相談者が伝えようとするのをうまく理解することができず、感情的な対応をしてしまったことです。そんなときに、先輩から「相談者は、課題がはつきりわかっておらず、不安な気持ちで来訪してくる。また、地域に理解されず周りともうまく対応できていない人が多い。だからこそ丁寧に話を聴くことが大切だ」と教えられました。相談者それぞれの過ごしてきた状況や生活背景を正確に理解し、課題解決に向けて一緒に考えていくことがとても重要だと学びました。

これから常
に向上心を持ち
学ぶ機会を増や
し、前向きに頑
張っていきたく
と思います。

(山崎美里)

福祉は、
「相手を思いやる気持ち」
が大きなポイント



当施設では特別養護老人ホームや小規模多機能など、様々なサービスを提供しています。達樹会の理念は「楽しく、つながって、希望を叶える」。この思い

を大切に、利用者さんとそのご家族、そして施設全体が一つの大きな家族のようにつながればと願っています。私自身、「そろそろ引退を」と考えていたところ、縁があり現在の達樹会に入りました。家族から心配の声もありましたが、世代を超え、たくさんの人と接しつながることができる現場は、エネルギーをもらえる場でもあるので、もう少し福祉の現場で頑張ることを決めました。

人材の確保・育成が私の一番の役割だと感じています。人材こそが一番の財産。だからこそ、一緒に頑張ってくれる仲間たちができる限り長く働いてくれるよう、職場環境を整えることに努めています。

職員のみんなのニーズを把握するため、面談の場だけでなく、日常から積極的にコミュニケーションをとり、ア

ンテナを張り、彼ら一人一人の思いを聴くよう心がけています。若い人たちと共に働けることは、私にとって大変嬉しいことです。職員との会話から、テレビや新聞からは得られないような様々な話が聞けて、彼らから学ぶことも多い日々です。

この仕事は、技術や知識も必要ですが、施設利用者の皆さんや職員も含め「相手を思いやる気持ち」が大きなポイントとなると私は思います。なかには、「もっとこうすればよかったな」など、反省することもあります。「ありがとう」や「この施設で過ごせて良かった」といった言葉を貰えると、大きな喜びと仕事に対するやりがいを感じます。このような経験が、今日までの私を支えてきたのかもしれない。これからは、職員をはじめ、未来の福祉現場で活躍する仲間たちに私の経験を伝えることも一つの任務として意識していきたいと思っています。これから一緒にがんばりましょう。

(山本百合子)



職員との信頼関係が伝わる明るい職場

福祉は、
人間が命を受けて命を終え、
その先も繋がっていく



私たちのグループは、平成26年8月に地域や他のボランティアを応援できる「お助けボランティア」としてスタートしました。

きっかけは、何げない日常生活の中で、「困ったときの手助けがあればいいのになあ」という思いからです。「猫の手も借りたい」という言葉がありますが、「猫の手」のように気軽に手助けができれば、きっと地域のみなさんに喜んでもらえるのではないかと思います。仲間たちと集まりました。

思い出深い活動の一つは、卓球台を届けたことです。地域の高齢女性たちが使用する卓球台が、錆びて危なっかしい状態であったところ、彼女たちが「どこかに卓球台ないかな」とつぶやいているのを耳にしました。ネットワークを駆使し、閉校した学校にある卓球台を届けたところ、大変喜んでくれました。その後、卓球が一つのコミュニケーション手段となり、地域のつながり作りに役立てたことが嬉しく、その達成感がボランティア活動の活力となっています。

ボランティアは「誰かに何かをして

あげている」というより、「自分がさせてもらっている」という気持ちが大きいので、活動を継続できるのだと思います。ボランティアは時間や経費がかかることもありますが、私はこれに興味の一環と考えています。時にはできないことも、やりたくないこともあるかもしれませんが、疲れたら休憩をとりながら、たくさんの人にボランティアを楽しんでもらいたいです。福祉は、人間が命を受けて命を終え、その先も繋がっていくのだと私は思っています。人間が生きていくすべてのステップが福祉活動であるので、「ちょっと手伝ってみようかな」といった、気軽に手軽な一歩から始めてみると思えます。

(下 善裕)



卓球台をお届け「卓球便」

地域の防災教室開催

令和6年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ぶくしの保険 検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

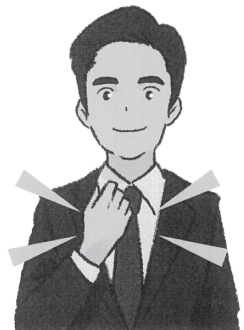
プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
補償基本(A型)	1~50名 35,000~61,460円
	51~100名 68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと 1,500円
付見舞費用(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和5年度 地域共生セミナー

～法制化40周年を迎えた社協が今とりくむこと～

市町村社協が法制化されてから40周年を迎える節目に当セミナーを開催しました。講義や2つの実践発表を通して、これまでの事業や活動を振り返り、これからの地域福祉について考える機会としました。

講義 これからの地域福祉活動 ～市町村社協法制化40周年をふりかえり～

長年、全国社会福祉協議会（以下、全社協）の一員として地域福祉に携わり、当時、社協法制化の担当もされていた渋谷氏より、「地域共生社会」の理念は、地域社会の支えが弱体化していく中で、制度では対応できないニーズに応えるため、必然的に生まれたものであり、社協など民間団体が今まで実践として行ってきたことが形となったものであること。また、複雑化・多様化するニーズへ対応するため、相談支援を軸に、専門職と住民とが連携協働しながら、地域への参加支援、地域づくりへと結び付けていくことが大切であるということ学びました。

実践発表 2

福祉団体の長をを活かした地域づくり

穴水町法人連絡会における社会福祉法人の公益的な取組や社協との連携について発表いただきました。

徳充会では、連絡会一員として地域のお年寄りの買い物支援や学校での福祉教育を行っています。

発表の中で、取り組みを経て、法人同士の横のつながりが強くなったこと、また、社協のコーディネート力の重要性についてもお話いただきました。



実践発表 1

住民と連携した支え合いの地域づくり

金沢市社協の歴史をたどりながら、地域づくりの取り組みについて発表いただきました。

市社協では、「支え合いソーシャルワーカー」や「生活支援コーディネーター」が専門職として地域の方々と一緒に安心できる地域の居場所づくりに努めています。

発表の中で「社協として、いままでもこれからも地域住民と汗を流しながら、地域福祉を推進していくことが大切」とのお話をいただきました。

大先輩の歩みと次世代へのメッセージ

深掘りインタビュー!

今回、セミナーにご登壇いただいた3名の方に、①福祉の世界に入ったきっかけ、②これまでを振り返って、③後進へのメッセージをお聞きしました。

- ① 大学生の頃、入所施設でのボランティア活動からスタートしました。その時、社会人の方から「私たちはボランティア活動が必要なくなればいいと思って活動している」と言われて、そんなわけではないと思い、制度では対応できないボランティアな部分に携わりたいという思いが強くなり、この道に入りました。全社協では、ボランティアセンターや地域福祉部などで、社協法制化や地域福祉推進などに携わり、また、社会福祉法人・福祉施設なども含めて福祉の現場や組織のこと、法律等々、幅広く学びました。



元社会福祉法人
全国社会福祉協議会
常務理事 渋谷 篤男 氏

- ② 1990年以降は、社会福祉制度が整っていく一方で、地域活動への関心が薄れた時代でもありました。今でも社協の存在や趣旨を認めてもらうことに難しさを感じる中、新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金の特例貸付は、職員の皆さんは大変な苦勞をされましたが、社協の相談機能、支援機能の重要性を改めて社会に認識してもらえらる機会になったと思います。

- ③ 近年、福祉ニーズが複雑化・多様化し、社会的孤立の課題が浮き彫りとなっている中、地域共生社会の実現に向けて、私たちの役割はますます重要になってきています。特に今後は、支援が必要な本人がニーズを自覚しておらず、直接の相談がない、調査を行ってもはっきりとみえないニーズをどうすべきか考えていかなければならないと思います。その中で情報を持つ地域の方々と接点を持ち、情報が入るルートをたくさん作っておくことは非常に重要です。

課題は山積みですが、社協が地域社会において果たすべき役割を考える中で、新たな可能性も広がっていると私は感じます。

- ① 10代の頃、病気で車いす生活を送ったことや青年団として地域活動に関わったことが、地域福祉の仕事に携わろうとした土台になったと思います。縁あって、金沢市社協に入職することができました。

- ② 社協を取り巻く環境が大きく変わったと感じたのは、2000年の社会福祉基礎構造改革です。この改革が、今後市社協に求められる役割や活動についてあらためて考える契機となり、地域住民や様々な関係者との連携を大切にされた地域福祉活動の推進や権利擁護などの個別支援、福祉サービスの質の向上などに重点を置いて事業を展開してきました。

また、災害支援では、横のつながりの大切さを常々感じています。災害が発生すれば、他の社協の方々や当たり前に被災地の社協をサポートする、また、被災された方のニーズに寄り添い必要な支援につなげるなど、社協が災害ボランティアセンターを担う意義とつながりの大切さを改めて実感しました。

- ③ 社協の仕事の奥深さは、様々な立場の方と話し合い、信頼関係を築きながら、輪や形をつくっていくことにあると思います。困っている時には、今までつながってきた社協の仲間や地域の方々や必ず助けてくれます。地域福祉を担うの方々には、横のつながりや常日頃の出会いをさらに大切にしながら、活動に取り組んでほしいと思います。



社会福祉法人
金沢市社会福祉協議会
常務理事・参事 後出
建司 氏

- ① 地元で根付いた生活がしたいと考えていたところ、当時の法人の会長から声かけがあり、新たに福祉業界への第一歩を踏み出しました。企業勤めだった頃は、利益優先で仕事に取り組んでいましたが、福祉に携わり、利益よりも周囲の人とその思い、そして地域を大切にするという新たな価値観を築くことができました。

- ② 「福祉の仕事」において、利用者や地域の方々から、「ありがとう！」や「また次も楽しみにしとるね！」など、感謝の言葉をかけていただく瞬間が何よりも嬉しく思います。私だけでなく職員たちも、声をかけていただけることにより誇りを感じ、積極的な姿勢で取り組むことができます。

- ③ 「福祉の仕事」と向き合うには、それぞれの生きがいがある大切だと思います。自分自身の生きがいがあると、さまざまな壁もうまく乗り越えられるのではないかなと思います。法人の職員が生きがいを持ち、余暇を充実させることが、ひいては、施設利用者へのサービス向上へつながることを意識し、働く環境の整備にも努めていきたいと考えています。



社会福祉法人徳充会
事務局長 山下 賢 氏
(穴水町内社会福祉法人連絡会)

福祉サービス運営適正化委員会より

事業所の皆様へのご案内



苦情解決結果の公表を

各事業所では、利用者やその家族等からの苦情や要望に対し、改善に努められていることと思っておりますが、その解決結果を公表しているでしょうか。

サービスの向上に積極的に取り組んでいても、苦情解決の結果を公表しなければ、せっかくの取り組みが全ての利用者等には伝わりません。

事業所の信頼性の向上につなげるためにも、苦情解決結果の公表をお願いします。

1. 公表にあたって

(1) 苦情の内容、解決の方法、改善の結果について公表します。

苦情だけでなく、要望についても同様に公表することで、事業所がサービスの向上に積極的に取り組んでいることが伝わります。

(2) 個人情報に関することや本人の了解が得られず、苦情や要望を公表できない場合もあります。

公表できない場合は、苦情や要望の件数、対応したことを報告するだけでも効果的です。

(3) 苦情や要望がなかった場合でも、そのことを公表します。

2. 公表の方法例

(1) 広報誌（施設だより、クラスだより等）への掲載

(2) 掲示板等への貼り紙

(3) ホームページへの掲載

(4) 実績報告書への掲載

(5) 家族会、保護者会、利用者の自治会・ミーティング等での報告

●お問い合わせ

石川県福祉サービス運営適正化委員会

TEL 076-234-2556 FAX 076-234-2558 【ホームページ】 <http://www.isk-shakyo.or.jp/>

石川県社会福祉協議会のホームページ内に、石川県福祉サービス運営適正化委員会に関する情報や苦情解決に関する資料を掲載しています。

掲載場所：トップページ⇒「福祉サービスの苦情相談」⇒「事業所の皆様へのご案内」

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和6年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラから
(ふくしの保険ホームページ)



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類	プラン		
	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円	
賠償責任	特定感染症	補償開始日から補償 ^(*)	
	地震・噴火・津波による死傷	× ○	
賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料	350円	500円	

*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

〈SJ23-11315より抜粋〉

ふれあいネットワーク 社会福祉 第314号 <令和6年3月発行>

社会福祉法人石川県社会福祉協議会
金沢市本多町3-1-10 URL: <http://www.isk-shakyo.or.jp/>

TEL: 076-224-1212
FAX: 076-222-8900

